

## 第169回 判例地方自治研究会

作成者 石田 純

1 期日 令和4年10月26日(水) 18時30分～ オンライン(zoom) 会議

2 参加者 須田、澤村、石田、川口、片木、島崎、石原、今井亮(以上8名・敬称略・順不同)

### 3 発表課題

競争入札指名回避等損害賠償請求事件(壱岐市) 長崎地判令和4年1月18日 発表担当: 島崎先生

**事案** 原告(土木業及び建築工事請負業等を業とする株式会社)において、壱岐市の市長であるY1及び副市長Cらが、平成28年5月の壱岐市発注に係る公共工事の指名競争入札の際、制度の公正妥当な運営とは無関係な理由(市長選挙における反対候補者の応援)によって、原告の指名を回避したり、制限付き一般競争入札について原告の競争入札参加資格を否認したりする等して、原告を壱岐市の競争入札から排除してその参加を妨げ、もって職務権限を濫用する違法な行為を行って、原告に逸失利益、信用棄損及び弁護士費用の合計2047万4785円の損害を与えたと主張して、壱岐市につき国家賠償法1条1項及び民法715条1項に基づく損害賠償請求として、被告Y1につき民法709条に基づく損害賠償請求として、連帯して、前同額及び遅延損害金の支払を求めた事案。なお、原告は、本件指名回避等により(争い有り)、廃業している。

**争点** ①Y1について、本件指名回避、競争入札資格の否認の違法性。②Y1の個人責任。③損害の範囲

**判旨** ①について(一定の場合を除いて)指名停止・指名回避の基準について法令に規定がないことからすると、指名の選定基準や指名停止・指名回避の基準を定めるかどうかについては、各地方公共団体の長の裁量に委ねられているといえる。しかし、地方公共団体の締結する契約について、上記のとおり、公正性、透明性、経済性等が確保されなければならないことからすると、地方公共団体の長が恣意的な指名又は指名停止・指名回避をすることは許されないものであって、恣意的な指名又は指名停止・指名回避をしたときは、裁量権の逸脱、濫用として国家賠償法上違法となることがあるものと解される。上記の一般論に基づいて、具体的な事実経緯として、本件指名回避等が行われた後に、原告とYの副市長・総務部長が面談した際に、副市長から「市長選挙でも、真っ向反対して、どうして信頼関係が結ばれますか。」(技術的に何か問題があるというようなことを聞いた旨発言する原告代表者に対し)「問題あるのは、それだけです。信頼関係が、今ないから、それだけですよ。」「信頼回復ができれば、また、話が変わるんじゃないですか」などといった発言がなされ、その後のY1との面談においても「信頼関係をですね。本当にこう失ったなあというですね、気持ちがございます。」「お仕事を発注する可能性があるというのはですねえ、二の足を踏むという状況がございませう、といった事実を認定したうえで「被告市は、原告が主張するとおり、原告代表者がY1の対立候補を支援したことを理由に本件指名回避等をしたと認めることができる。」と判示し、本件指名回避等は裁量権の逸脱濫用に当たり違法と判断した(壱岐市は、指名回避等について他の理由の存在を主張したが、裁判所は、上記事情からすると認められないと排斥した。)

②について「公権力の行使に当たる国の公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を与えた場合には、国がその被害者に対して賠償の責に任ずるのであって、公務員個人はその責を負わないものと解すべきである」という判例の考え方に従って、公務員である被告Y1は損害賠償責任を負わないと解するのが相当と判断した。

③について 本来、その利益率を推計するに当たっては、原告の過去の利益率を参考にすべきであるところ、原告が当該資料を廃棄しているために、これに拠ることができないことは原告の不利益に取り扱うのが相当であるとしたうえで、「公共工事における一般土木工事の標準的な構成割合において一般管理費等の割合が8%とされていること、建設業の総利益率は20年以上にわたり、16%から19%の範囲内で変動していることとどまること、長崎県における土木業の完成工事高総利益率は20.37%」であることからすると、「本件における利益率は8%が相当といえる。」として、直近3年間の受注実績に基づいて、市が発注した工事の2.69%が原告が受注できていたであろう工事請負金額だとして、そこから、上記利益率をかけ合わせて、損害として272万2688円(小数点以下切捨て)を認めた(被財産的損害の請求は認めず。)

→双方控訴無く確定。